

特集1 / 千葉大学公共学会講演会

教養教育と社会科学

～その統合学的再考～

東京大学名誉教授
星槎大学副学長・共生科学部学部長
山脇 直司

千葉大学公共学会では、2018年12月14日に山脇直司氏をお招きして講演会を開催した。山脇先生は先に『教養教育と統合知』（編著、東京大学出版会、2018年）を出版され、全国的に衰退しつつある教養教育について、活性化のための新しい問題提起をされている。今回は人文社会科学全体の今後のヴィジョンを示す議論を展開する本書に基づき、ご講演いただいた。

ご紹介いただきました山脇です。今日は、ここにおられる学部学生の方も大学院生の方も社会人の方も、教養教育とは何だろうか、そして社会科学は何のためにあるのかという問題意識を持ちながら、聞いていただければと思います。そもそも教養は、雑多な物知りを意味するのではなくて、知識や事物の見方の根源に関わる概念なので、それを教育の現場でどのように活かしていくのか、あるいは生活の現場でどう活かしていくかということを念頭に置きながら、お聞きください。私が話し終えた後で、質問時間を設け、小林先生がおっしゃる対話型講義のような形式に少しでももっていければとも思っています。

1. 教養概念と『教養教育と統合知』について

まず、今から67年ほど前の1951年に出た東京大学『教養学部報』創刊号に、戦後初代東京大学学長であった南原繁が述べている言葉の引用から始めましょう。彼は次のように述べています。

「教養の目指すところは、諸々の科学の部門を結びつける目的や価値の共通性についてであり、かような価値目的に対して、深い理解と判断を持った人間

を養成することである。われわれの日常生活において、われわれの思惟と行動を導くものは、必ずしも専門的知識や研究の成果ではなく、むしろそのような一般教養によるものである。それは究極において、われわれが一個の人間として人生と世界に対する態度、随って道徳と宗教にまで連なる問題である。」

この言明には、おおよそ二つの意味が含意されています。一つは、諸学問を結びつける目的や価値の理解力、もう一つは、日常生活における思惟や行動の指針力で、それは、道徳や宗教にまで連なる人生観と世界観でもあると南原は語っています。この二つに即しながら、現代における教養教育の意義やあり方について話を進めましょう。

一つ目の、諸学問を結びつける目的や価値の理解力としての教養ですが、それは、たとえば社会科学は何のためにあるのかとか、人文科学は何のためにあるのか、ひいては自然科学は何のためにあるのだろうかという根源的な問題を考える力と言い換えてもよいでしょう。ヨーロッパで長い伝統を持つ法学や医学に関して言えば、それらの目的は割とはっきりしていると思います。それに対して社会科学の目的は、法学や医学に比べていま一つはっきりしない。法学も社会科学の中に入るとい見方もありますが、もともと大学の起源と言える中世ヨーロッパの大学は、法学部と医学部と神学部から成っていました。神学部は、カトリックの僧侶となって人々に貢献するための専門的学問、法学はローマ法や教会法の専門家になって行政や司法に携わるための専門的学問、医学は、当時の医学は近代医学の以前の段階でしたが、人々の健康や命に関わるための専門的学問とそれぞれ考えられていたわけです。そうした専門的学問の下位の予備的学問として、リベラルアーツ (artes liberales) として自由七科が存在していました。算術、幾科学、天文学、音楽学の四つが理科系の学問 (quadrivium) で、文法、弁証論、修辞学の3つが人文系の学問 (trivium) でした。哲学はこの自由七科を支えるような学問として、専門的学問である法学、医学、神学より下位にありましたが、その位置づけが大きく変わる転機となったのはカント以降です。ちなみに、カント以前の大哲学者であったデカルトやスピノザやライプニッツは大学人ではなく、社会で活躍する自由人でした。

ここで強調しておきたいのは、哲学は現在では文学部や人文科学の中の一学問と規定されることが多いですが、近代哲学の伝統からみればそういう位置づけは逸脱しています。数学に秀でたデカルトとライプニッツは、むしろ理系の哲学者だったといえるでしょう。だからこそ、イタリアのヴィーコはデカルトに対抗して人文学 (humanities) の復権を唱えたわけです。

さて、カントは、哲学を「他の諸学問に体系的な統一を与える唯一の学」とみなし、「文理横断的な学問」の基礎として三大理性批判を著わしました。『純粋理性批判』という名の第一批判では、自然科学的認識の基礎と限界を論じ、『実践理性批判』という名の第二批判では、人間の道徳的行為の基礎とその延長に自由・魂の不死・神を論じ、『判断力批判』という名の第三批判では、美的判断力と有機的自然理解の基礎が論じられたわけです。そして、それらをベースに、自然科学の総論である『自然の形而上学』と社会科学の総論である『人倫の形而上学』が記されたと言ってよいでしょう。そしてカントは晩年に『諸学部の争い』という論文を発表し、それらの文理横断的な自由な学問は、国家の制約を受ける法学部、医学部、神学部と違って、国家の制約からが独立した世界市民の自由な学問として定位しなければならないと主張しました。この構想は、今で言うところの教養学部的なものです。上述の南原繁は、カントやフィヒテ (フンボルト大学の初代総長) の影響を受けて、いろいろな学問を結びつける目的や価値の理解力としての教養を説いたのだと思います。しかし、そうした南原の考えが現在の大学でなされているかと言えば、答えはノーのように思います。教育社会学者の吉田文さんは2013年刊行の『大学と教養教育——戦後日本における模索』(岩波書店)の中で「教養教育の果たすべき役割は何か、それを学部中心の構造の中でどのように安定的に位置付けるか、未だ誰もが納得する解は得られていない。」「教養教育は学士課程の構成要素として日本の大学に定着したものの、教養教育を講成する四つの要素、目的、内容、接続、組織をどのように組み合わせるかについては未だ模索中である。」(同書281頁)と述べています。ですから私は、そういう混沌とした状況の中で、諸学問を学びながらその究極的な目的や価値を総合的に判断していく能力を培う教育が、

教養教育として復権され制度化されなければならないと強く思うわけです。

二つ目の、日常生活における思惟と行動の指針力は、必ずしも専門知識や研究の成果ではなく、教養力にあるという南原の考えは、IT時代の今、新たな形で復権されなければならないと私は思います。昨年あたりから文科省主導で「主体的、対話的で深い学び」というキャッチフレーズが流行り始めましたが、そうした学びはインターネットで単に情報を得るだけではできません。自らが主体的に課題を見つけ、先生や他の生徒との対話をばねとしながら、深く事柄や知恵を探求することこそ、教養力と言ってよいと思います。そうした教養力によって行動や思惟が導かれるような社会になればよいのですが、スマホだけに熱中する今の社会ではなかなかそうなっていないところに大きな危機があると言ってよいでしょう。

このような問題意識を基に、私は昨年、統合学術国際研究所の支援を受け、17名の論者から成る『教養教育と統合知』（東京大学出版会）という本を編者として刊行し、その序文で、南原繁がかつて述べたような教養教育がback to futureという形で復権されねばならないと述べました。様々な知的バックグラウンドをもつ論者が「統合知」という観点から主体的に論考し、質疑応答という形で対話し、より深く学び合うというのがこの本の趣旨です。それで、この本に登場する藤垣裕子教授らが中心となって2017年にまとめた東京大学の「後期教養教育立ち上げ趣意書」は<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/special-activities/koukikyoyou.html> で閲覧できますが、そこには、リベラルアーツが、「人間が独立した自由な人格であるために身につけるべき学芸」と定義され、専門を学んだ、あるいは学び始めた後（東大では従来1、2年生を前期＝主に教養課程、3、4年生を後期＝主に専門課程と称してきた）のリベラルアーツ教育の目的が、「自分の専門が今の社会でどのような位置づけにあり、どういう意味があり、ほかの分野とどう連携できるかを考えること」そして「自分とは異なる分野を専門とし、異なる価値観もつ他者と出会うことによって、自らを相対化する力を養うこと」と記されています。東京大学では、特に2011年の原発事故の際に、自然科学者の間でも意思疎通ができなかったという反省も

あり、特に理科系、工学部系の人たちにもう一度4年生の段階で教養教育を学んでもらうようなカリキュラムが組まれています。

いずれにせよ、教養教育のイメージが昔「般教」と言われたような浅い初学者の入門としてではなくて、一定の専門教育を学んだ上で、自ら学んだ、あるいは学んでいる専門知がどのように社会と関わっているのか、あるいは他の学問分野と関連し連携できるのかを考えることが後期教養教育の意義と言えます。日本は民主主義国なので、独裁国家のように諸学問を暴力的に上から行政指導で統合させることは許されません。しかし他方、互いに似たような分野だから、あるいは、この学会は学会員の数が少ないから統合しましょうということも起こらず、学会の数は増える一方です。そうになると、学者はますます狭いところで業績を競うことになります。そういう状況を打破し、「創造的破壊による新結合」(シムペーター) という意味での知のイノベーションはどのようにしたら可能なのか、その手始めとして、「教養教育と統合知」を刊行したわけなので、値段は少し高い(3300円)ですが、関心ある方は是非購入され、何らかの知的刺激を受けてもらえれば幸いです。

2. 「知の統合学」の学問論と方法論

さて、そうした後期教養教育をさらに深めた形での「知の統合学的な研究」は、issue-oriented approach (問題発見・解決型アプローチ) と trans-disciplinary (諸学問横断的) な学問観に立脚します。issue-oriented approach は problem-based approach とも言われますが、既存の理論から出発するのではなく、現下で起こっている問題を主体的に発見し、その解決に向けて取り組むようなアプローチ(方法)を意味します。例えば原発問題のような問題には、原発の安全性の問題の他に、高レベル放射性廃棄物をどのように処理するのか(ちなみにこれはドイツですらどのように解決したらよいか悩み続けている大きな問題です)、地球温暖化問題の解決と両立する代替エネルギーをどのように開発するのかなど様々な複合的な諸問題が絡んできます。そしてこの問題を探求するには、単一の学問だけでは全く不十分です。当然ながら、問題を多次

元的に深く探求するために諸学問横断的なアプローチが必要となってくるわけで、問題解決型アプローチと trans-disciplinary (諸学問横断的) なアプローチはそこで結び付きます。ここで注意しなければならないのは、trans-disciplinary は、interdisciplinary (学際的な) という意味とは違い、諸学問横断的なという意味を持つということです。すなわち、ここでの trans は越えるという意味よりも、例えば trans-continental journey がヨーロッパ大陸横断旅行を意味するように、横断的などという意味で使われています。

そうした学問論の前提の上で、次の三つの学問次元を「区別しながら可能な限り統合」することが、統合学的な研究なので、それを次に説明していきましょう。

三つの学問次元とは、

- (1) 「我々は何を知らなければならないか」「我々は何を知りたいのか」という問いから出発する「ある論・あった論」。これは、過去と現在の社会的現実や現場に関する学問知を意味します。社会諸科学の政治科学、実証経済学、社会学・社会調査などと、政治史、法制史、経済史、社会史、科学史、技術史などがこの分野に属すると言ってよいでしょう。そしてこの次元でも、その方法論についての論議が必要となるのは言うまでもありません。
- (2) 「我々は何をなすべきか」「どのような社会を望むのか、望まないのか」などの問いかけから出発する「べき論」。公正 (正義)、公益 (共通善)、人権、平和、福祉、健康、安全などの諸価値を論じる政治哲学、法哲学、規範経済学 (経済倫理学)、社会倫理学、(狭義の) 公共哲学などが、この分野に数えられるでしょう。
- (3) 「我々は何を遂行できるか」という feasibility への問いから出発し、未来における規範の実現可能性に関する「できる論」。これは公共政策や社会政策と呼ばれる分野で、科学技術政策、環境政策、福祉政策、教育政策などがこの分野に属すると言ってよいでしょう。

私は先ほど小林先生に紹介して頂いた『グローバル公共哲学』(東京大学出版会 2008 年) という本の中で、そうした形での統合を提唱していますが、その

発想は既に『新社会哲学宣言』（創文社1999年）という非常にアカデミックな本でも述べられています。そしてこのような統合学ないし統合知は、公共哲学のみならず、たとえば、私自身が今所属している社会人中心の星槎大学の根幹をなす共生科学という学問の方法としても必要不可欠な見方だと思っています。

それではこれらの次元をかいつまんでみていきましょう。

まず(1)の「ある論・あった論」ですが、「ある」論は現状分析、「あった論」は歴史的考察です。この二つは相互に結びつくことも多く、歴史的な時系列を入れなければ現状がわからない場合も多々あります。いずれにしろ、この次元では、何を知りたい（認識したい）のか、何を知らなければ（認識しなければ）ならないのかという研究者の問題関心が出発点となります。話を社会科学に限定すれば、政治科学、実証経済学、社会学、社会調査などの現状分析と、政治史、経済史、社会史などの連携がこの分野での統合知を追求するために必要でしょう。ともあれ、学問的に知る（認識する）ことは、エビデンスを伴わなければなりません。ポスト真実やフェイクニュースなどという言葉が流行っている今日、学問的に検証可能なし反証可能な知はますます重視されなければなりません。もちろん、かつてマックス・ヴェバーやデュルケームが論じた社会科学方法論に関する現代的議論も必要ですが、それに関しては後で取り上げることにします。そのうえで、私が強調したいのは、そもそも、そうした社会の現状分析や歴史研究は「何のため」なのかという素朴な問いを排除することはできない、ということです。

思うに、どういう人でも、どういう社会に住みたいのか、何がよい社会なのか、何がフェアな社会なのかということに関心があると思います。それを学問的に取り上げるならば、「ある論」「あった論」ではなく、(2)の「べき論」が必要になると思います。これは、「我々はどのような社会を望み、どのような社会を望まないか」という問いに導かれます。これは規範理論とか社会倫理学とか呼ばれる学問で、狭義の公共哲学も含まれるでしょう。この分野では、そもそも正義とは何なのか、何が公共益なのか、あるいは人権とは何なのか学問的に議論されます。

後でも言及しますが、かつてマックス・ヴェーバーは、そのような規範論を個人の信仰や世界観に属する事柄として「職業としての学問領域」には属しないとみなしました。しかし、ロールズの『正義論』以降の規範理論は、正義は単なる個人的な世界観の問題ではなく、学問的に論じ合えるし、論じ合わなければならないテーマだということをよく示していますし、アマルティア・センの経済学も福祉や開発を規範的に論じています。また、人権について言えば、日本語は単数形も複数形でも同じですが、英語では human rights と複数形で表され、自由権と社会権に大別され、そのどちらを優先させるのかという問題や、子供の権利条約、障害者の権利条約、さらに最近では LGBT の問題等、いろいろな人権の問題を多角的に論じなければなりません。平和とは何か、福祉とは何か、健康とは何かも同様です。平和にも消極的平和と積極的平和（ガルトゥング）があり、健康の WHO の定義では、身体的な健康、精神的健康のみならず、社会的健康も含まれてきます。社会的健康については、過労死やブラック企業が横行する現在では、もっと活用されて然るべき規範概念だと思います。

とはいえ、規範を論じるだけでは、机上の空論に留まりがちです。そこで (3) の「我々は何を実現ないし遂行できるか」という問いに導かれる「できる論」が登場しなければなりません。専門用語でいえば feasibility への問いです。大学は学者や研究者の養成機関だけではなく、社会人になる人々の教育機関でもあります。千葉大学の卒業生には公務員になる方が多いと思いますが、限られた条件の下で何ができるかできないかという実現可能性に関する学問、換言すれば政策学がその役割を担います。一口に政策学と言っても、科学技術政策、環境政策、福祉政策、教育政策など様々な分野がありますが、広い意味でこれらの総称が公共政策ないし社会政策です。ただ、公共政策論が「できる論」だけに終始すると、何のための政策なのかという哲学が抜け落ちてしまうので、「べき論」と常にリンクさせざる必要があるでしょう。ちなみに東京大学の公共政策学を HP で覗いてみると、規範論が乏しいように思えます。工学系から政策学に入ると、「できるかできないか」という次元だけで制度設計を論じる傾向が生じます。それはもちろん必要ですが、「ある論」のみならず「べき論」も論じ

るべきでしょう。

いずれにせよ、この三つの論を区別しながらもできる限り統合していく学門的な営みが、まさに教養としての知の統合学ないし統合知であると私は思っています。

3. 社会科学の現状と課題

いよいよ今日の本題に入ることにします。私がいま話している現場は法政経済学部なので、これまで述べたような観点から、社会科学の現状と課題について私見を述べてみましょう。

そもそも社会科学 Social science という概念は、その傘下の政治学、経済学、社会学などの専門分野を包摂するアンブレラコンセプトです。例えば、学生の方が就職面談などで「あなたの専門分野は何ですか」と聞かれた場合に「社会科学です」と答えても、社会科学のどの分野ですかと聞き返される場合が多いでしょう。社会科学はいろいろな社会諸科学の包摂概念で、法学がそこに含まれるかどうかは議論が分かれるかもしれませんが、政治学、社会学、法学などを包摂する概念です。

では、ここからは私のバイアスが相当入りますので、専門家の先生から反発を招くような内容になってきますが、統合知という観点からみて、社会諸科学はどのような課題を抱えているかを大胆に論じてみたいと思います。

まず政治学からいきましょう。日本の政治学に関して言えば、東大の福田歓一先生が講義をもとに記した『政治学史』や、前述の南原繁元総長の『政治理論史』が有名ですが、どちらも古代ギリシャの政治から話を始めています。東洋の孔子や孟子の政治論が政治学に含まれるかどうかは別として、古代ギリシャのポリスで論じられたことが政治学の端緒であり、それが現代でも意味を持つという見解を共有しているように思います。すでに言及しましたが、ポスト真実 (トゥルース) という言葉がオクスフォード辞典の2016年の word of the year に選ばれました。これは「客観的な真実よりも、感情や信条にアピールすることが世論などの大きな影響を及ぼす政治状況」という意味合いの言葉

です。さらに、トランプ大統領の出現を機にフェイクニュースという言葉も人口に膾炙していますが、そうした問題はすでに古代ギリシャのソフィストの時代に論議されているように私には思えます。いわゆるデマゴグとは、フェイクニュースをあたかも真実のように伝える政治家を指していました。そしてソフィストと呼ばれたゴルギアスは、真実は二の次で、人をうまく説得することを第一の任務としていました。ですから、ポスト真実は、何ら新しい事態ではなく、古代ギリシャから存在する事態で、それに「真実を愛する」哲学者がいかに立ち向かうかが政治学の最初の大きな課題とされたのです。また正義論も古代ギリシャ時代から論じられた大きなテーマで、それは「正義という概念の普遍性を疑う」トラシマコスやカリクレスに対して、プラトンが一大理論を打ち出したことから始まるといってよいでしょう。トラシマコスは、学者先生が正義だと言ったところで、所詮それは、支配者が自分たちにとって利益となるような巧妙な装置に過ぎないというシニカルな正義観を提示しましたが、現在でもそのような見方が当たっている場合があるでしょう。

それに抗して、プラトンやアリストテレスはそれぞれ独自の政治学を展開したわけですが、そこでは「善き政治体制」とはどのようなものであるかが議論の中心を占めていました。ただプラトンが専ら規範的（べき論的）な政治学を展開したのに対し、アリストテレスは、「べき論」と「ある論」と「できる論」を統合したような比較政治学を展開しました。彼の「政治学」は、非常に多くのエビデンスに裏付けられた比較政治学の始まりです。ちなみに、比較政治学は近代によって生まれたという見方は、このアリストテレスの「政治学」を参照する限り、当たってないと私は思います。彼は、有名な六政体論で、「善き政治体制」と「悪しき政治体制」を区別していますが、現代的観点で注目したい「べき論」は、中間層が厚い国家を理想としている点です。現代アメリカのラジカルな知識人であるノーム・チョムスキーは、この点を称賛し、自らを現代の「危険なアリストテリアン」と呼んでいます。すなわち彼は、現在のアメリカは勝ち組と負け組の分断が進み、貧富の格差が拡大して、中間層がますます薄くなっているため、アリストテレス的な厚い中間層を実現させるような政治が必

要だと主張しているわけです（『秘密と嘘と民主主義』田中美佳子訳、成甲書房、2004年、76-79頁）。

そのような「ある論」と「べき論」を統合した政治学の伝統は、J.S. ミルまで続いていますし、「べき論」中心の政治学は、ホブズ、ロック、ルソーらの社会契約説で大々的に展開されました。そこでは、人々の相互契約によって成立する政治権力と政治体制のあり方が「べき論」として論じられたわけです。他方、マキャベッリのパワーポリティックス（権力政治）観では、権力を掌握する政治家のあり方の「べき論」（君主論）と人民の「あった論」と「べき論」（ローマ史論考）が論じられました。そしてマックス・ヴェバーの『職業としての権力』（1920年）では、政治家の責任倫理が「べき論」として論じられ、政治学の古典の一つとなったわけです。しかしそのヴェバーは、「べき論」としての正義を学問の領域ではなく、「価値をめぐる神々の争いの時代」の個人の決断という非学問領域に位置づけました。

その後の20世紀前半にメリアムらが始めたアメリカ発の政治科学以降は、「べき論」を軽視する実証主義や政治システム論が主流になったと思います。そこで重視されるようになったのは、統計学、心理学などの成果を導入し、「観察」「測定」「比較」という手法で政治現象を「学際的・科学的」に捉えることとされました。またその潮流でラズウェルは、政治学の課題を「誰が、いつ、何を、いかなる方法で手に入れるか」を科学的に調査し解明することとしました。ただそこで論じられる「べき論や価値論を捨象した実証研究」だけでは、ベトナム戦争で多くの若者の命が失われていく深刻な政治の現状や、アメリカのマーチン・ルーサー・キングの公民権運動に見合うような政治学が展開できないという反省から、先に触れたにロールズの『正義論』が1971年に刊行され、大きなインパクトを与えました。また、国民世論や政党や圧力団体の「要求」や「支持」を入力とし（ある論）、「価値の資源配分」（できる論）を出力とみなす政治システム論を展開していたイーストンが、現状維持に終始する傾向の政治学を批判する有名な講演を行ったこともよく知られています。ただその後の政治学の展開をみると、アメリカでも日本でも「ある論」「あった論」を研

究する政治科学と、「べき論」に特化する規範的政治学とが分断ないし棲み分けの形で営まれている印象を私は受けています。ですから、私が第2節の最初で述べた問題発見・解決型アプローチに鑑みながら、「ある論」「あった論」と「べき論」が統合され、さらにそれが「できる論（政策論）」まで統合されているような政治研究が今後ますます必要となるのではないのでしょうか。

付言すれば、日本の場合、政治哲学という学会が存在せず、政治哲学を設けている政治学科は非常に少ないのが現状です。東京大学の場合、法哲学という科目があり、それに見合う学会も存在しますが、政治哲学という科目はいまだに設けられていません。しかし法哲学だけで正義論を扱うと、どうしても権利と義務の概念で正義が論じられがちで、政治学者のマイケル・サンデルなどが強調している「共通善」などの理念は法律的概念にマッチしないでしょう。そのせいか、「善き生活の構想」といったヴィジョンは、法学的な公共性概念にはマッチしないので、パブリックではなく、プライベートな領域に区分けされると考える学者の見解が影響力を持ってしまいます。政治科学の領域でも、「べき論」が抜けると、何のための学問なのかという不信が起こってきて当然でしょう。政治学は何のためにあり、現代政治とどう関わるべきなのかという根源的な問いが、政治学者の間で常に発せられるべきだと私は思います。

次は経済学にいきましょう。現在の経済学では、「ある論」が実証経済学、「あった論」が経済史、「べき論」が規範経済学、「できる論」が経済政策論に当たると言ってよいでしょう。今日これらは分業で営まれています。しかし経済学の父とも言えるアダム・スミスでは、これらは統合的に論じられていたと言ってよいでしょう。すなわち、彼の『道徳感情論』では「公平な観察者の共感」による利己的経済活動をチェックする「べき論」が論じられたし、『国富論』では経済行為や国家権力の「ある論」や「あった論」を「べき論」と「できる論」のパースペクティブで論じられていました。しかし19世紀後半から20世紀前半にかけて成立した、一般均衡論や限界効用に基礎を置く経済科学ではそうしたスミスの展望から離れた理論主義が主流になったように思います。

ちなみに、一般均衡理論を考えたレオン・ワルラスは土地国有化という「べき論」を唱えていましたし、経済学を道徳科学から切り離して独自の専門科学として制度化したマーシャルは、経済学を富の研究と同時に人間の研究だと表明していましたが、経済学史の領域以外では、そういった側面はあまり顧みられないことが多いようです。

さて、統合的研究という観点で重要な知的遺産は、20世紀初めのウィーン大学のカール・メンガーとベルリン大学のグスタフ・シュモラーの間で交わされた方法論争だと常々私は思っています。メンガーは、限界効用理論などの法則を基礎とした経済理論を、経済史や経済政策から独立した専門学として展開しようとしたのに対し、シュモラーは、経済学教育の目的は、社会に出ていく学生に「政策判断能力」を磨かせることにあるという理由から、経済政策論や経済史を抜きにした経済理論はナンセンスだと批判した論争で、この論争は経済学のアイデンティティを考えるうえで、過去のものではないように思えます。その後、この論争を不毛なものとし、独自の経済社会学を構想したのがシュムペーターや私の恩師の一人塩野谷祐一ですが、統合的な経済研究を考えるうえで、この二人の業績は無視できないでしょう。

それで、今日の新古典派（ネオ・クラシカル）と呼ばれる主流派経済学では、規範的経済学はもっぱら「パレート最適」という抽象的な規範だけでしか「べき論」を論じません。パレート最適は通常「他の人々の功用（満足度）を低下させることなくしては、だれの効用も高めることのできない状態」と定義されています。この状態にできるだけ近づくような形で資源配分が行われる経済体制が理想とされますが、このような内容の規範経済学に非を唱えたのが、アマルティア・センであり、上述の塩野谷祐一なわけです。この二人に共通しているのは、規範経済学において重要なのは「功用」ではなく「権利」や「正義」という主張で、ここから経済学が「できる論」を含む政治経済学や公共政策・社会政策とリンクされる道が開かれると私は思います。ちなみに、日本がヨーロッパの経済学を導入するにあたって重要な役割を演じた福田徳三は、「生存権」こそが社会政策や厚生経済学の最高規範だと考えていました。

いずれにせよ、現代の経済状況は、多くの点で「ある論」「べき論」「できる論」を統合するような問題発見・解決型アプローチを必要としています。現実としてその課題の遂行は、なかなか困難なようです。たとえば、日本ケインズ学会会長の平井俊昭は『教養教育と統合知』の中で、いかに現在の経済理論が現実の経済問題からかけ離れた空論に終わっているかを痛烈に批判しています。振り返れば、戦後日本でケインズ経済学は、1960年代に池田内閣の所得倍增計画で活用されました。それは、政府が市場経済に半ば介入し、公共事業によって雇用を増やすことで有効需要を作り、さらに金利政策によって経済活動をコントロールするというものでした。しかし、その後は現実の政策論と乖離した新古典派が主流になって今日に至っています。他方、経済学史研究は過去の経済学の「あった論」に終始している感があり、問題解決型の理論や規範とリンクされていないように思います。そうした状況で、新たな貧困や格差問題をどのように捉え、その是正案を考えるのかという切実な問題を、「ある論」「べき論」「できる論」を統合した問題発見・解決型アプローチで展開するような政治経済学の出現が望まれるところです。

では、社会学にいきましょう。千葉大学の法政経済学部の中に社会学は入っておらず、文学部の中に入っているようですが、社会学が社会科学だという事実は誰も否定しないでしょう。今日は、問題を複雑にしないように、社会学の二人巨匠であるデュルケームとヴェバーの学問論に即して、話を簡単にまとめてみたいと思います。

デュルケームの場合、「社会的事実」を、個人を超越した義務や強制力によって個人を拘束する「道徳的事実」として解釈しつつ、社会学的分析・記述（description、ある論）とそれに基づく処方（prescription、べき論）を切り離しませんでした。19世紀終わりのフランス社会を分析した彼は、分業の発達が多く の道徳的無規制（アノミー）や自殺率の急速な上昇を促しているという診断（ある論）を下しました。その上で彼は、そのような状況を打開し、人々にモラルや繋がり の感覚（連帯心）をもたらすためには、国家と諸個人の間存

在する一連の「第二次集団 (中間集団)」を媒介とする人々のモラルや連帯心の回復」という処方箋 (べき論) を提示したわけです。ちなみにその中間団体は、現代ではNPOのようなところだとイギリスの社会学者のギデンズは述べています。他方、デュルケームでは、規範論としての国家論や市民道徳論が垣間見られるものの、生々しい政治権力論や権力批判論は不在のままです。

他方のヴェバーは、文化的に有意義な社会的出来事の経験的研究 (ある論、あった論) は、「問主観的妥当性 = 客観性」の枠組みとして学者が共有する「価値自由 (Wertfreiheit)」と「理想型 (Idealtypus)」によって認識されなければならないという社会科学論を貫いたように思います。実際に彼はこの「価値自由性」と「理想型」を活用して、ヨーロッパ近代社会の発展を「目的合理的行為の社会への浸透」という観点から捉え、カルヴィニズムと「資本主義の精神」に関するモノグラフから出発して、世界の諸宗教の比較社会学的考察という壮大な研究を遂行しましたが、デュルケームのような「べき論」としての処方箋を少なくとも学問のレベルでは唱えませんでした。何故なら、「べき論」は社会科学ではなく、個人の決断や信仰に属するからで、上述したように、諸価値の葛藤があらわになった「価値の多神教」の時代における「価値判断 = べき論」は社会科学外部の事柄として、個人の決断や世界観に属するという考えにヴェバーは固執し続けたと思います。

そしてデュルケームと違い、ヴェバーは、半ばマキャヴェリの権力政治観に立ち返る形で、政治の本質を成す構成要素は、「或る社会関係の内部で、相手の抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性」と定義された「権力」と、「命令に対し服従が得られる可能性」と定義された「支配」とみなし、支配の正当性 (legitimacy) について、伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の三つの理想型に基づいて考察しました。しかし、正義や社会福祉といった規範も個人の世界観や決断に属するものと考えたヴェバーの学問論において、規範的 (べき論的) な社会理論は構想されず、「社会認識 (ある論) と規範 (べき論) を架橋」する社会哲学ないし公共哲学も、不在でした。そういう状況を乗り越えるべくハーバーマスの『コミュニケーション的行為論』が1980年代初

めに提示されたのですが、彼のその後の著作は「べき論」に傾き過ぎていて、社会学者からは敬遠されているように思えます。

いずれにせよ、「ある論」「べき論」「できる論」を統合する問題発見・解決型アプローチは、今日の原発問題一つをとってみても重要なテーマで、新しい学問ともいえる科学技術社会論（STS）などで論じられており、『教養教育と統合知』では、原子力工学者の鈴木達次郎氏と社会学者の今田高俊氏が論議を交わしています。私がさらに期待したいのは、もっぱら「べき論」のレヴェルで研究されている正義論と、一般社会の中で正義という言葉がどのように使われているかを解明する言語社会的な現状分析（ある論）と、さらに公共政策論（できる論）とをリンクしたような統合的研究がなされてほしいことです。

4. 倫理学と哲学の社会的・統合的役割

最後に、倫理学と哲学の社会的役割と学問的役割について述べたいと思います。

今日何度か触れた原発問題ですが、2011年3月11日の福島第一原発事故を受けてドイツのメルケル首相は、「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」を立ち上げました。その委員には原子力工学者がほとんど入らず、今は亡きウルリッヒ・ベックなどの社会学者、哲学者、経済学者、環境政策学者、金属工学者、科学技術アカデミー会長、カトリックとプロテスタント双方の代表者、各政党の代表者、ユネスコ協会会長、化学メーカー会長などが委員となり、二度の公開討論会を含めて議論し合い、2021年までの脱原発と将来のエネルギー政策についての報告書をまとめたわけです。その報告書に基づいてメルケル首相は2022年3月までの脱原発を決めたわけですが、そのメンバーの一人で、日本語が堪能のオランダ系アメリカ人のミランダシュラーズさん（現在ミュンヘン工科大学教授）が委員会報告の翻訳に序文を載せているので、是非お読みください。

この報告書の内容は、エネルギーに関する現状分析（「ある論」）と脱原発の提案と今後のエネルギー政策の「あるべき論」、そしてその実現可能性（「でき

る論」が統合された見事なものだと私は思います。その報告書に使われた倫理という言葉ですが、私から見てそれは、「トランスサイエンスに関する公共的な決断」としての倫理です。トランスサイエンスという言葉は、アメリカの物理学者ワインバーグが最初に唱えた言葉で、「科学者に問いを出すことはできるけれども、科学から答えが導き出せない問題」を意味しており、日本では大阪大学の平川秀幸教授などの著書で知られるようになりました。たとえば、原発にはどのようなメリットとデメリットがあるかを示すのが科学者の仕事だとすれば、それを止めるのか推進し続けるのかを決めるのは、科学ではなく、トランスサイエンス的な「公共的倫理」の次元です。

ちなみに、日本では倫理という言葉が「コンプライアンス」という意味だけで使われています。しかし、倫理にはもっと広い意味があります。たとえば、アリストテレスの『二コマコス倫理学』は、徳に即しつつ公共生活を送る形で自己実現し、最高善である幸福に至ることを論じた公共哲学の古典で、*virtue ethics* (徳倫理学) と呼ばれるものです。善き公正な社会の実現のためには、義務倫理学だけでなく、このような徳倫理を含めて将来像を考えていく必要があると私は思っています。

哲学の今日的な日本での役割としては、統合的な視点をもって諸問題を把握し論じることや、メディアなどで流布するミスリーディングな概念を批判することなどが挙げられるでしょう。後者に関して言えば、いま水道の民営化が争点になっていますが、民営化という日本語が *privatization* の意味だとしたら、それは「私営化」と呼ばれるべきです、民間放送も英語の *commercial broadcast* に当たるとしたら「商業放送」と呼ばれるべきです。「民間」を英語に直訳すれば *among people* で、いかにも響きがよく、それだけに商業(営利)主義を隠ぺいする *tricky* な役割を演じかねません。民間という言葉は、たとえば、民間レベルでの交流 *popular-level exchange* とか、民間非営利組織 (NPO) など、商業主義と区別されるものに限定されるべきではないでしょうか。そして、日本で市民社会論を論じるなら、この *tricky* な言葉の延長で「民間社会論」も論じられてしかるべきだと思います。また「市場が反応する」というメディアで

よく使われる表現も、誰が反応しているのかを考えさせないミスリーディングな言葉だと思います。市場を誰が動かしているのか、機関投資家なのか、だとすれば、具体的にどういう投資家なのか、それとも一般投資家か、などを常に市民に意識させる報道が必要だと思います。また「リベラル」という言葉も曖昧なので、どういう意味で使われているのかを常に正すことが必要だと思います。たとえば、保守リベラルなのか、リベラル右派なのか、リベラル左派なのかをメディアは分節化して使ってほしいと思います。

では、哲学の統合的役割について言うならば、哲学は諸学問横断的（trans-disciplinary）なメタ学問として再定位すべきだというのが、私のかねてからの主張です。カントを読めばすぐ判るように、哲学は文系でも理系でもない諸学を統合するような学問でした。それ故、現代でも外国の方で医学博士と哲学博士のダブルディグリーを持っている例は珍しくありません。博士号のレベルまでいなくても、学部で、医学部が主専攻で哲学を副専攻で取っている例も全然珍しくありません。日本でもそのような形での副専攻制度ないしダブルメジャー制度を作って、哲学をすべての学問に開かれた学問として再定位すべきです。もちろんそのためには、哲学者には広い教養と統合知が要求されるでしょう。実社会で総合職に就く人には、全体を見通す俯瞰的な教養力が不可欠になります。そういう教養力を養うのも哲学の役割と言ってよいかもしれません。

他にもいろいろ言いたいことがあるのですが、時間の制限上これで終わらせていただきます。